

競争法の比較研究に関する感想

陳 丹 舟



筆者は主に経済法を研究している。学部から大学院に進学する際には、研究計画書の提出が必要であった。その際、留学生である以上、比較法の研究が求められると予想し、中日の経済法の比較研究を研究方向として選んだ。しかしながら、今振り返ると、その当時は十分な考慮をせずに未熟な判断だったと感じる。研究の初期段階で特に問われた問題は、「社会主義の中国にとって本当に競争法が必要なのか？立法可能なのか？」「社会主義市場経済とは何か？」という点であった。これらの問題は自分の研究の基本的な意義や継続可能性に関わる重要な問題であった。

比較法の観点から、中国と日本の競争法を比較することはやや困難な課題だと言える。国家体制の相違により、法制度の比較が難しいという先入観が存在するかもしれないが、比較法学の立場からは、それは必ずしも不可能ではない。ただし、具体的な比較方法に関しては難しさが伴っている。一般的な比較法研究の手法では、国家レベルの法制度を比較し、その優劣や利弊を判別し、後進国が先進国の法制度を一方的に継受・採用するというアプローチが一般的であろう。このため、日本の一部の学者からは、後進国である中国の競争法と比較することはあまり意味がないとの意見がある。逆に、中国の一部の学者からは、日本は欧米の法律を基にしているため、直接的に比較する価値が乏しいとし、より先進的な欧米の競争法を研究すべきだとの意見もある。したがって、このような観点からすると、中日の競争法を比較する研究は無意義で不要なことになってしまう。しかしながら、これは偏った教条主義的な視点だと言えるであろう。例えば、日本の独占禁止法は、米国主導で制定され、形式的な立法技術面から見れば非常に先進で理想主義的な独禁法を導入し、厳格な禁止規定も設けていた。但し、その立法が一方的に押し付けられ、当時の日本の経済学的思想や社会実情とはやや乖離しており、コンセンサスも得られていなかったと言われる。その後、後退的な法改正や骨抜きの執行などにより、長い間、日本の競争政策は有名無実になった。一方、同様の政

治状況にあった旧西ドイツは、競争法の立法に際して慎重な議論を重ね、コンセンサスが得られた。その結果、両国の競争法の定着や法の運用の効果は対照的なものとなった。競争法後進国である中国（また将来競争法を導入する国々）にとって、このよう

な経験を参考にすることは非常に有益である。逆にこの比較研究は日本の競争法の将来の改革や執行に有益な刺激をもたらす可能性もあると考えられる。

さらに競争法の比較研究においては、概念や法的原則、要件論に留まらず、その背後にある歴史のおよび文化的背景を検討することが肝要である。岡田与好氏によれば、経済的自由主義および関連法制度は、「独占禁止・団結禁止型」、「独占放任・団結放任型」、「独占禁止・団結保障型」という3つのカテゴリに分類される。米国、ドイツ、そして日本の経済法制は、各々の歴史的段階において、前述のカテゴリの中のいずれかに該当する。戦後、米国の影響を受けて、ドイツと日本も自由市場志向の競争法を採用した。このように考えると、主要な経済国の経済法制は、自由市場志向の競争法（独占禁止・団結保障型）へ収斂する傾向が見て取れる。しかしながら、周知の通り、米国ではシカゴ学派とハーバード学派の対立があり、またドイツの「社会的市場経済」、日本の「経済二重構造」などといった多様な経済学・社会学の理念が競争法の制定および執行に大きな影響を及ぼしている。同様に、後発の中国も「社会主義市場経済」の枠組みの下で競争法を制定し、積極的に運用している。そのため、前述の競争法制度の「収斂」という考え方に対して、疑問が投げかけられている（伊藤孝夫『経済法の歴史』勁草書房）。こうした状況を鑑みると、競争法は超国家的でグローバルな共通の法へ収斂するにはまだまだ前途遼遠である。

（法学部教授）